

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5の1ーアに規定するサービス付き高齢者向け住宅の補助に際し府中市が事業者を求める基準

(趣旨)

第1 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成27年4月9日26都市住民第1714号局長決定。以下「補助要綱」という。）に基づく、サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し区市町村が事業者を求める基準にかかる指針（平成27年4月9日26都市住民第1715号）に規定する市の基準について定めるものとする。

(整備の基準)

第2 東京都サービス付き高齢者向け住宅事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、市内において、補助要綱第3の二に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を整備するときは、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限る。市長は当該住宅の整備について同意するものとする。ただし、第1号については、令和8年度以降はこの限りでない。

- (1) 当該住宅の整備によって、市内におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備戸数の総数（既存の整備戸数を含む。）が、516戸を超えないこと。
- (2) 当該住宅の整備が、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定める日常生活圏域別の高齢者人口分布に偏在を生じさせ、同計画の達成に支障を生じさせる規模ではないこと。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の入居者の募集にあたっては、市内に居住する者の入居を優先させるため、開設に際し、市内の戸建・集合住宅、府中市地域包括支援センター及び市内の介護サービスを提供する事業所に、当該住宅の入居者募集に関する案内物の配布等を行い、入居者数の2分の1以上の者を市内に居住する者とし、開設後の入居者の募集にあたっては同様とすること。ただし、当該住宅の入居可能日から起算して30日以上空き室となっている場合は、この限りでない。
- (4) サービス付き高齢者向け住宅の工事請負事業者決定に係る入札等においては、市内に所在する事業者を積極的に参加させること。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営において、人員を雇用する場合は、市民を優先的に採用すること。
- (6) サービス付き高齢者向け住宅の建築物及び付帯設備の維持・管理において、業務委託契約又は工事請負契約を締結する場合は、市内に所在する事業者を優先的に採用すること。
- (7) 建設にあたっては、近隣住民に対して事前に説明会等により事業計画の説明を十分に行っており、近隣の反対がないこと。
- (8) 市から求めがあったときには、入居者の状況等を市に報告すること。

(雑則)

第3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成25年8月7日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年5月20日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年2月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年9月21日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。